

さいたま市都市交通戦略推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市都市交通戦略に掲げた施策推進に関し、総合的な見地からの検討や事業者間の横断的調整を図るため、さいたま市都市交通戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は以下に掲げる事項を所掌する。

(1) さいたま市都市交通戦略に掲げた施策の実施検討や進捗管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、各種団体、交通事業者、関係行政機関、市等の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(分科会)

第8条 委員会に、都市交通戦略に掲げた施策の進捗状況および今後の施策展開について具体的に検討するための分科会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。